令和３年の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和３年中（令和３年１月１日から令和３年12月31日）に納められた保険料の全額です。

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に下記の日程のとおり送付されますので、必要な方は、確定申告される際、ご使用ください。

※すでに年末調整で使用されている方は除きます。

発送時期	対象者
令和3年10月25日から 令和3年11月上旬にかけて順次	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除く

●問い合わせ先　小倉南年金事務所　TEL 093-471-8873

年末の大掃除などで多量にごみが出た場合は、清掃センターへ直接持ち込んでください

年末の清掃センターの受け入れ体制は以下のとおりです。「資源とごみの分別ガイドブック」をご確認いただき、正しく分別して持ち込んでください。

なお、町のごみ収集日はガイドブックの収集日程表をご確認ください。

12月28日（火）～30日（木）	受け入れ（8:30～16:30）
12月31日（金）	受け入れ（8:30～12:00）

■清掃センターに直接搬入した場合、ごみ処理手数料が別途必要です。

●問い合わせ先
住民課　住民福祉係　TEL 72-3116（内線143）
豊前市外二町清掃センター　TEL 82-2192

年末年始のし尿など汲取り受付日程

12月29日（水）	平常業務
12月30日（木）～1月3日（月）	休み
1月４日（火）	午前中のみ（7:30～12:00）

◎年末の電話またはFAXによる申し込みについてのお願い

年末の受付については、大変混雑致しますので12月の月初めから早めのご連絡をお願いします。業務時間外は、留守番電話での受付もしております。緊急時はご連絡ください。

なお、年内の受付は12月24日（金）までとさせていただきます。

●申し込み・問い合わせ先
㈱豊前清掃社　TEL 83-2634　FAX 82-3749

上毛町商工会からのご案内

「上毛町プレミアム商品券」の使用期間について

プレミアム商品券の使用期限は令和3年12月31日です。商品券をお持ちの方は、必ず期限内にご利用いただきますようお願いします。使用期限を過ぎた商品券は無効になりますのでご注意ください。

●問い合わせ先
上毛町商工会　TEL 72-3195

死んだ野鳥を見つけたら

野鳥は、障害物への衝突、環境の変化など様々な原因で死ぬことがあるため、死んだ野鳥を見つけた場合、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

ただし、マガモなどのカモ類やハヤブサなどの猛禽類が死んでいた場合、またハトやカラスなどが５羽以上死んでいた場合には、鳥インフルエンザの可能性がありますので、死んだ野鳥には触らず、産業振興課農政係まで連絡をお願いします。

なお、鳥インフルエンザの可能性がない場合でも、死んだ野鳥は素手では触らず、火バサミや使い捨てのゴム手袋などを使用して、ビニール袋などに入れたうえで、町指定の可燃ごみ袋に入れてしっかり封をし、燃えるごみとして処分してください。

●問い合わせ先
産業振興課　農政係　TEL 72-3151（内線182）

県税事務所休日開庁のお知らせ

県税の納付のほか納税相談などもできます。
どうぞご利用ください

■日　　時　12月12日（日）8:30～17:00

●問い合わせ先
行橋県税事務所　収税課　TEL 0930-23-2258

証明書コンビニ交付サービス一時休止のお知らせ

システム保守点検のため、次の日程で証明書コンビニ交付サービスを一時休止します。

休止時間帯は、コンビニで証明書を取得できませんので、ご了承ください。

休止時間　12月5日（日）9:00～12:00

■休止する証明書　全ての証明書

休止時間　12月14日（火）の終日

■休止する証明書
戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写し、戸籍利用登録申請

●問い合わせ先
住民課　生活窓口係　TEL 72-3116（内線144・149）

令和２年７月１日より始まったマイナポイント事業が12月末で終了します

マイナポイント事業の対象者は、令和３年４月末までにマイナンバーカードを申請した方です。4月までにマイナンバーカードを申請して、まだカードを受け取られていない方はお早めに受け取りをお願いします。

マイナポイントの申し込み手続きは、スマートフォン・パソコン・郵便局・コンビニ（マルチコピー機・ATM）・携帯ショップのほか、住民課でもすることができます。

●問い合わせ先
住民課　生活窓口係　TEL 72-3116（内線144・149）

「特設人権相談所」開設のお知らせ

法務局と行橋人権擁護委員協議会では、次のとおり「特設人権相談所」を開設します。

離婚・相続・家庭内のもめごと・隣近所とのトラブル・学校や職場におけるいじめ・差別など、悩みや困りごとがあれば、一人で悩まずに、どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■日　　時　12月10日（金）
10:00～15:00
■場　　所　げんきの杜　研修室
■相 談 員　人権擁護委員

●問い合わせ先
福岡法務局行橋支局　総務係　TEL 0930-22-0476
住民課　生活窓口係　TEL 72-3116（内線144）

12月４日～10日は「人権週間」です

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権の発展を更に推進するよう呼びかけています。

法務省の人権擁護機関では、この「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を実施し、広く国民に世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

◎令和3年度人権週間講演会

■日　　時　12月4日（土）13:05～14:45
■場　　所　クローバープラザ　1階クローバーホール
（春日市原町3丁目1-7）
■内　　容
講演会「誰も切り捨てられない社会をめざして
ー声なき声を描く韓国文学の魅力ー」
講　師　斎藤　真理子氏
※入場無料、申込不要

●問い合わせ先
住民課　住民福祉係　TEL 72-3116（内線142）
福岡県人権啓発情報センター　TEL 092-584-1271

無戸籍でお困りの方へ

戸籍に記載されていないため、各種行政サービスが受けられないなどでお困りの方は、法務局や市区町村の戸籍担当窓口、または福岡県弁護士会にご相談ください。

また、戸籍に記載されていないことで困っている方をご存じの方も、ご相談ください。

どのような手続ができるかを一緒に考えましょう。相談は無料で、秘密は厳守されます。

■相談窓口
＊福岡法務局戸籍課
TEL 092-721-9334（平日8:30～17:15）
＊福岡県弁護士会子どもの人権110番
TEL 092-752-1331（土曜日12:30～15:30）

●問い合わせ先
住民課　生活窓口係　TEL 72-3116（内線144）

県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

■募集案内書配布期間　12月2日（木）～17日（金）
■申込受付期間　12月9日（木）～17日（金）
※申し込み手数料は不要
■募集案内書配布場所　県内の各市役所及び町村役場など

●問い合わせ先　福岡県住宅供給公社　県営住宅管理部　管理課　TEL 092-781-8029